

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料は納期限内に納付を!

保険料を納期限後に納付した場合は、納期限の翌日から納付までの日数に応じた延滞金が保険料額に加算されます。保険料は必ず納期限までに納めてください。保険料の納期限は毎月末日です。末日が金融機関などの休業日に当たる場合は翌営業日になります。

保険料(普通徴収)の納め方

年金からの天引き(特別徴収)以外の方は原則、口座振替になります。口座登録がまだの方は、早めに口座登録をお願いします。

以下の事情で口座振替ができない場合は、納付書でお支払いください。

- ・納期限を過ぎた保険料を納付するとき
- ・預金口座を保有していないとき
- ・口座振替の開始手続きが完了する以前の納期分の保険料を納付するとき

口座振替新規設定サービス(AIRPOST)の開始について

6月14日から(JAバンクは7月2日から)、AIRPOSTを利用してスマートフォンで口座振替の登録が可能です。AIRPOSTなら、申込用紙の記入や届出印の必要がなく、簡単に手続きができます。AIRPOSTに登録するには、+メッセージ(プラスメッセージ)アプリのダウンロードが必要です。

利用できるスマートフォン決済に楽天ペイとFami Payが追加されました

スマートフォン決済は、スマートフォン決済アプリを利用し、納付書のバーコードを撮影することで納付できます。

[注意事項]

スマートフォン決済で支払う場合、領収書は発行されません。各アプリの利用明細などをご確認ください。

年間納付金額は、1月下旬ごろに、「納付済額のお知らせ」を被保険者(国民健康保険料は世帯主)へお送りします。確定申告などに記入する社会保険料控除額の参考としてご利用ください。

◎詳しくは区HPをご覧ください。

保険料を滞納していると・・・

督促状および催告書を送付、電話で未納をお知らせ、職員の直接訪問、延滞金の加算、保険給付を制限、財産調査と差し押さえ(預貯金、生命保険、不動産など)を実施します。

保険料を納めない状態が続くと、滞納期間に応じて保険給付を制限する措置が取られます。その結果、介護が必要になったときなどに、ご自身やご家族の金銭的負担が増大する場合があります。

◎保険料の納付が困難な場合は、早めにご相談ください。

問 保険年金課収納係

☎(3546)5365



区HP

～口座振替の手続き方法～

申込方法	手続方法	取扱金融機関
口座振替依頼書	郵送または区役所保険年金課・各特別出張所窓口へ提出。	◎ 区のホームページをご覧ください。  区HP
キャッシュカード	区役所保険年金課・各特別出張所窓口でキャッシュカードを機械に通し、暗証番号を入力。 ◎ 口座名義人本人が、本人確認書類を持参の場合に限られます。 ◎ 生体認証の登録があるキャッシュカードや磁気不良がある場合は取扱いできません。	・みずほ銀行 ・三菱UFJ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行 ・東日本銀行 ・城北信用金庫 ・東京シティ信用金庫 ・ゆうちょ銀行
スマートフォン(AIRPOST)	「+メッセージ」アプリをダウンロードし、スマートフォンから申込み。   区HP	・三菱UFJ銀行 ・武蔵野銀行 ・静岡銀行 ・北洋銀行 ・JAバンク(一部) ◎ JAバンクは7月2日よりサービス開始

～現在利用できるスマートフォン決済アプリ一覧～

上限額	アプリ種別	納付方法
30万円以下	     	アプリをインストールし、納付書のバーコードを読み込むことで支払いができます。 詳しくはホームページをご覧ください。 
	モバイルバンク	
10万円以下		

中央区国民健康保険「データヘルス計画」保健事業を実施します

区では国民健康保険に加入している方を対象に、健康寿命の延伸や生活習慣病重症化予防対策として、レセプト(診療報酬明細書)データと特定健診結果などの分析結果に基づく保健事業を以下のとおり実施します。

なお、委託先の保健師などから電話で参加の案内、受診の確認などの連絡をする場合があります。あらかじめご了承ください。

- ・糖尿病の基準に該当する方への受診勧奨事業
- 健康診結果が糖尿病に該当する基

準値であり、医療機関未受診の方へ7月に受診勧奨の案内を郵送します。

・生活習慣病に起因する慢性腎臓病重症化予防事業

糖尿病や高血圧などで医療機関へ通院中の方に対し、保健師、管理栄養士などの専門職が慢性腎臓病の重症化予防に向けた相談支援を行います。6月に対象の方へ郵送でご案内します。

問 保険年金課給付係

☎(3546)5361

令和6年度国民健康保険料の納入通知書を6月14日に送付します

国民健康保険に加入している方に今年度の保険料を通知します。これは、同一世帯の国民健康保険加入者数と前年度中の所得を基に計算したものです。

なお、保険料率(均等割額と所得割)を改定したため、前年度とは金額が異なります。

保険料などについて詳しくは、納入通知書に同封する「国保だより」をご覧ください。

◎保険料の支払い方法は口座振替が原則です。

所得申告

一定の所得以下の世帯では、保険料が減額になる場合もあります。世帯の中で令和5年中の所得の申告をしていない方がいる場合は、収入の有無にかかわらず、お早めに所得の申告をしてください。

問 保険年金課資格係

☎(3546)5362